

大阪市西成区告示第96号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき、次のとおり、行旅死亡人の状況等を告示する。

令和7年3月7日

大阪市西成区長 臣 永 正 廣

本 籍	不 詳
住 所	不 詳
氏 名	不 詳
年 齢 ・ 性 別	不 詳（推定年齢 65～85 歳位）
人 相 ・ 特 徴	身長 149 センチメートル
着 衣	黒色ジャケット、ベージュ色長ズボン
遺 留 金 品	現金 363 円、鍵 1 本（キーケース付）
発見日時・場所	令和6年12月21日 午後4時30分 大阪市西成区旭3丁目3番18号（民家北側敷地内）
死亡日時・場所	令和6年12月20日頃（推定） 発見場所に同じ
死 因	凍死（推定）
処 置	検視のうえ、小林斎場にて火葬に付す。
心当たりの方は、当区役所生活保護業務主管課まで申し出ください。	

（西成区役所保健福祉課）

（令和7年3月7日掲示済）